

除染予算の半分以上を費やす 「減容化施設」の暴走

一 環境省公開資料の分析から見てきた除染事業の実態

筒井哲郎（原子力市民委員会）

和田央子（放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会）

青木一政（NPO市民放射能監視センター（ちくりん舎））

福島第一原発事故の「後始末」の費用は、「エネルギー白書2016年版」によれば、総額が22兆円で、その内訳は、福島第一原発の廃炉・汚染水対策費用が8兆円、賠償費用が8兆円、除染費用が6兆円とされています。除染費用の内、環境省が2018年3月までに支出した金額は、約3兆円（2兆9620億円）ですが、この内訳を調べたところ、環境省の公開資料から確認できた2013年度～2017年度の実績として、1兆2529億円以上が、「減容化施設」（数年で解体する仮設の焼却炉）の費用に充てられており、その期間の除染費用の54%を占めていることがわかりました。

必要性や効果の検証が不十分な除染に、すでに3兆円も支出していること自体が大きな問題ですが、さらに指摘すべきこととして、

- ・ この焼却炉の設計容量等の合理性が疑わしく、過大な容量で設置し、ごく短期間で解体するようなものが多いこと、
- ・ 減容化と称して放射能に汚染した可燃物を焼却する際の放射能汚染対策が杜撰であること
- ・ 森林除染を兼ねたバイオマス発電が進められようとしていること

などから、本来、被災者のために使われるべき除染予算が、関連業者のビジネス・チャンスとして自己目的化し、肥大化していると言わざるを得ません。

2019年5月

1. 除染事業に関する支出

資源エネルギー庁の「エネルギー白書2016年度版」によれば、福島第一原発事故の「後始末」の費用を22兆円と見積もっており、その内訳を次のように示している¹。



除染のために環境省が2018年3月までに支出した費用は、表1の通りで、支出済額が約3兆円（2兆9620億円強）である。ほかに他の省庁や地方自治体が支出した関連費用があるが、その詳細をここでは問わない。

（表1）

（単位：千円）

年度	予算額			支出済額		
	国直轄	市町村	計	国直轄	市町村	計
平成23年度予備費	15,725,497	192,235,278	207,960,775	13,603,991	192,235,278	205,839,269
平成23年度補正	94,939,265	104,723,424	199,662,689	13,688,230	85,753,594	99,441,824
平成24年度当初	267,801,394	104,288,937	372,090,331	256,097,226	101,193,700	357,290,926
平成25年度当初	294,860,026	202,935,867	497,795,893	289,248,453	199,631,373	488,879,826
平成25年度補正	407,279	80,000,000	80,407,279	370,571	80,000,000	80,370,571
平成26年度当初	118,788,099	139,386,202	258,174,301	114,523,759	135,631,251	250,155,010
平成27年度当初	241,367,156	176,008,543	417,375,699	238,460,604	174,825,576	413,286,180
平成27年度補正	6,639,913	71,660,674	78,300,587	6,639,913	71,660,674	78,300,587
平成28年度当初	292,024,683	232,966,118	524,990,801	226,543,772	232,885,813	459,429,584
平成28年度補正	139,202,462	191,546,989	330,749,451	138,977,519	191,546,989	330,524,508
平成29年度当初	161,831,838	123,745,642	285,577,480	74,869,122	123,701,354	198,570,476
平成30年度当初	73,325,745	47,938,095	121,263,840	—	—	—
合計	1,706,913,357	1,667,435,769	3,374,349,126	1,373,023,159	1,589,065,601	2,962,088,760

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

出所：2019年1月30日 環境省提出

¹ 資源エネルギー庁『平成28年度エネルギーに関する年次報告』第1部第1章第5節2 【第115-2-2】「廃炉・賠償・除染に係る全体費用」

<http://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2017html/1-1-5.html>

2. 減容化施設が除染費用の54%も占める

環境省の本省と福島地方環境事務所が発注した契約情報がインターネット上に公開されている²。

それらのデータが一貫して開示されているのは、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までに限られており、それ以前の2011年度および2012年度の分は、「5年以上経過した資料は廃棄する」との理由で開示を受けられなかった。また、2018年度（平成30年度）以降の開示資料は時期的に全体をカバーしていないので、以下の作業における集計対象とはしなかった。

上記の資料のうち、筆者らが減容化施設の費用と理解した項目を、各減容化施設のリストに割り振ってまとめたものが、表3「減容化施設の費用」である（飛灰のコンクリート固化施設も減容化施設の機能を補完するものとして加算した）。この表でわかることは、2013年度から2017年度までの5年間に減容化施設のために投じられた費用の合計が、1兆2529億円に達するということである。

上記の減容化施設に投じられた金額が、該当する年度の間に支出された「除染事業」の費用の中に占める割合を調べるために、表2を作成した。該当期間の間に支出された除染費用の合計は、2兆2995億円であり、その期間に支出された減容化施設の費用は、その54%に当たる。

減容化施設の費用が、除染事業の費用の半ば以上を占めていることは一般には予想されていなかったと思われる。そして、減容化施設がそれほどの費用を投じて実施されなければならない必然性や意味があったのかという疑問を禁じえない。

なお、費用集計作業過程で、捉え切れない費用が少なからずあった。上記の5年以前の費用のほか、焼却炉受け入れ自治体に支払った「広域的減容化施設影響緩和交付金」などである。

² 本省：過去の契約情報

<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/tekisei/index.html>

福島地方環境事務所：入札結果等公表

除染に係る入札結果等公表について [2017.03.01~2020.03.31]

廃棄物に係る入札結果等公表について [2017.03.01~2020.03.31]

中間貯蔵に係る入札結果等公表について [2017.03.01~2020.03.31]

特定復興再生拠点区域に係る入札結果等公表について [2017.03.01~20.03.31]

<http://fukushima.env.go.jp/procure/index.html>

(表2) 除染事業に関する予算執行状況
(2019年1月31日 環境省提供) (単位:千円)

年度	支出済額		
	国直轄	市町村	計
平成23年度予備費	13,603,991	192,235,278	205,839,269
平成23年度補正	13,688,230	85,753,594	99,441,824
平成24年度当初	256,097,226	101,193,700	357,290,926
小計			662,572,019
平成25年度当初	289,248,453	199,631,373	488,879,826
平成25年度補正	370,571	80,000,000	80,370,571
平成26年度当初	114,523,759	135,631,251	250,155,010
平成27年度当初	238,460,604	174,825,576	413,286,180
平成27年度補正	6,639,913	71,660,674	78,300,587
平成28年度当初	226,543,772	232,885,813	459,429,584
平成28年度補正	138,977,519	191,546,989	330,524,508
平成29年度当初	74,869,122	123,701,354	198,570,476
小計			2,299,516,742 (100%)
平成30年度当初	—	—	—
合計	1,373,023,159	1,589,065,601	2,962,088,760

減容化施設の費用
(単位:千円)

支出額
平成25年度 ~29年度の合計
／
／
／
不詳
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
↓
1,252,975,815 (54%)
／
不詳



補足説明:

1. 補正予算額が記載されていない年度は、除染事業が計上されていない。
2. 『除染事業誌』に記載された数値を若干修正したところがある。
3. 減容化施設費用には集計漏れの可能性がある。

3. 減容化施設の仕様

(1) 焼却炉の設計容量と運用期間

表3の各施設について、「焼却対象物量」「処理能力」「実質運転期間」の欄を設けた。焼却対象物量を処理能力で割り算したものが実質運転期間である。運転期間の数値を見ると、1年前後などの異様に短いものが少なくない。いかに仮設設備であっても、健全な性能を持った設備を建設するならば高度の耐久性を持ち、万が一にも放射能に汚染された粉じんが予期せぬ漏えいを起こさないように、十分に堅牢な仕様でなければならない。集じん装置も放射能を帯びた微粉が漏えいしないように堅牢かつメンテナンスが行いやすい装置であって、労働者の被ばくも最小になるようなものでなければならない。

そのような前提で考えると、むやみに容量が大きくて1年程度の短時間で処理が終わるような過大な容量をもつものではなく、小ぶりで堅牢な設備であって、少なくとも5年以上は着実に使用されるような計画でなければならない。設備容量は、設備価格に直結するものであり、計画容量が過大であることは理解に苦しむ。

なお、「設備運用時期」の欄に具体的な「稼働開始」「稼働終了」「解体終了」の時期を記載した。現実には、10件の施設がすでに解体されている。(表3・表4)

(表3) 減容化施設の費用

番号	設置市町村名	焼却対象物量 トン	実質運転期間	施設の種類	受注業者	事業主体	基数	処理能力 トン/日	設備運用時期			費用(注1)		備考
									稼働開始	稼働終了	解体終了	建設費(円)	運転/解体費(円)	
0	共通費用											19,506,452,457	1,794,765,324	
1	福島市堀河町	7,726	258日	汚泥乾燥施設	新日鉄住金エンジ 三菱総研、日本下水道事業団	環境省	1	30	2013年4月	2014年8月	2016年8月	8,390,091,275	不詳	
2	伊達市霊山町石田	154,003	3年9カ月	大型焼却炉	JFE エンジ	衛生処理組合	1	130	2015年4月	2019年4月	2020年3月	6,766,956,000	5,828,004,000	
3	川俣町	3,300	—	既存焼却炉	—	—	—	—				820,800,000	273,229,200	除染廃棄物は伊達市で、農林業系廃棄物は飯舘村蔵平で処理
4	国見町徳江上悪戸	26,000	433日	汚泥乾燥施設	JFE エンジ	福島県・日本下水道事業団	1	60	2015年4月	2017年1月	2018年3月	不詳	不詳	
5	郡山市日和田	17,734	7か月	汚泥乾燥施設	神戸製鋼、神鋼環境ソリュ、日本下水道事業団、三菱総研	環境省から福島県へ移管	1	90	2013年9月	2016年5月	2017年3月	不詳	不詳	指定廃棄物終了後県に移管
6	田村市都路町・川内村 (東電南いわき開閉所)	40,000	?	既存焼却炉と並列 で仮設焼却炉	三菱重工、大林組、東亜建設	環境省	1	60	2017年6月			0	29,202,637,739	飛灰処理施設を併設
7	鮫川村青生野	450	300日	小型焼却炉	日立造船	環境省	1	1.5	2013年8月	2015年7月	2016年11月	272,160,000	不詳	2013年8月爆発事故により停止、 2014年3月再開
8	南相馬市小高区	260,000	2年2か月	大型焼却炉	JFE、日本国土	環境省	2	200×2	2015年4月			34,604,620,500	138,486,607,619	埋設家畜・イノシシ等焼却のため 2019年より運転延長
9	相馬市光陽1・2号機	75,000	5~8か月	大型焼却炉	タクマ	市(環境省が建設を代行)	2	150×2	2013年2月	2014年11月	2016年3月	不詳	2,406,367,890	新地町と共用
10	相馬市光陽3号機			大型焼却炉	IHI		1	270						
11	飯舘村小宮沼平	1,900	380日	大型焼却炉	神戸製鋼	環境省	1	5	2014年9月	2017年3月	2018年1月	766,706,680	7,704,119,870	
12	飯舘村蔵平1・2号機	210,000	2年9カ月	焼却炉	IHI、日揮、熊谷組	環境省	1	120×2	2015年4月			42,709,965,870	66,156,696,001	運転延長
13	飯舘村蔵平資材化施設	500	50日	回転式焼成炉	日揮、太平洋セメント、日本下水道事業団、ほか	環境省	1	10	2016年4月	2017年3月	2019年3月			
14	双葉町中間貯蔵施設 その1			大型焼却炉	新日鉄、クボタ、大林	環境省	1	150				3,955,608,000	129,675,600,000	
				灰処理		環境省	2	150×2						
15	双葉町中間貯蔵施設 その2			大型焼却炉	JFE、前田	環境省	1	200				不詳	122,553,466,560	
				灰処理		環境省	2	150×2						
16	大熊町		約5年	焼却炉	三菱重工、鹿島建設	環境省	1	200	2017年12月			5,284,008,000	59,747,362,560	
17	浪江町棚塩	289,000	3年2か月	大型焼却炉	日立造船、安藤・間、神戸製鋼	環境省	1	300	2015年6月			49,440,240,000	72,430,291,800	運転延長
18	富岡町毛萱	305,000	2年	大型焼却炉 破碎処理施設	三菱重工、鹿島建設	環境省	2	250×2	2015年4月	2018年8月	2019年4月	60,975,198,521	96,167,351,247	5か月運転延長
19	楢葉町波倉	126,000	3年5カ月	焼却炉、	JFE、飛島	環境省	1	120	2016年11月	2019年3月		34,955,712,000	86,760,411,375	111000トン予定量78800トン実績
		83,000	5年	セメント固化施設	鴻池、前田、西武、株木特定建設	環境省	1	120	2019年4月			未算入	未算入	
20	広野町下北迫岩沢	42,280	528日	ガス化熔融炉	新日鉄住金エンジ	町(環境省が建設を代行)	1	80	2015年5月	2017年1月	2018年3月	2,808,999,495	5,088,205,600	
21	葛尾村野行地蔵沢	132,000	2年2か月	大型焼却炉	JFE、奥村、西松、大豊	環境省	1	200	2015年4月			37,143,360,000	69,965,467,200	2018年4月より運転延長
22	川内村五枚沢	2,016	288日	大型焼却炉	日立造船	環境省	1	7	2014年12月	2016年2月	2017年	2,479,911,500	3,973,090,500	
23	二本松市戸沢	108,000	3年	焼却炉	日立造船、大林	環境省	1	120	2019年4月			0	5,563,374,594	
24	特定廃棄物埋立処分施設 (旧エコテッククリーンセンター)			焼却灰等埋め立て 処分施設		環境省	1		2017年11月			不詳	38,244,971,880	株木建設より69億円で買収、2町に 100億円交付
25	いわき市南部清掃センター セメント固型化施設											73,003,680	不詳	
	合計											310,953,793,978	942,022,020,959	
	総計												1,252,975,814,937	

注1:平成23年度(2011年度)、平成24年度(2012年度)および平成30年度(2018年度)以降の費用は未算入。

(2) 「減容」のめざすもの

除染土壌等の減容の考え方について、2015年7月に開かれた第1回「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」で、環境省の担当者は次のように発言している。

「減容といいますと、文字そのものから容積を減らすということになるわけでありましてけれども、除染土壌等の場合には、容積そのものが、土の容量そのものが減るということでもございまして、さまざまな減容技術を用いて放射能濃度の低いものと高いものに分ける。そのうち低いものを再生資源とすることで最終処分すべき量を減らす。これをこの検討会あるいはこの資料における減容という言葉の使い方とさせていただければと思います」

これは、除染土壌を「再生利用」と称して市中に戻すことを早い段階から計画していたことを意味する。そして現在、二本松市などで市民の強い反対によってその計画がとん挫している事実がある。

さらに、中間貯蔵施設の計画においても、今後大半の汚染土壌を「再生利用」して、他県へ搬出すると約束している時期には、ごく少量の汚染物しか残らないような計画をしていることが窺われる。

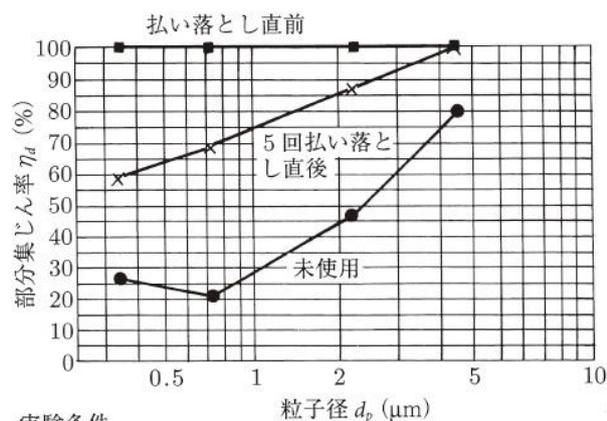
4. 減容化施設からも汚染物質が排出される

(1) バグフィルターの効率

焼却炉は除染廃棄物と除去土壌に含まれる可燃物を燃焼するものであるが、排ガスの中には放射能を帯びた粉じん（飛灰）が同伴する。事業者たちは、「バグフィルターの効率は99.99%であるから、周辺環境を放射能で汚染することはない」という。しかし、これはバグフィルターの実態を正確に表わしてはいない。一般にバグフィルターの効率は捕集した粒子の重量比で表示する。したがって、細かい粒子が放射能の主たる担体であるときは、ほとんどが抜けて行ってしまふ。また、気体はまったく捕集できない。

つまり、減容化施設によって集めた除染廃棄物・土壌の容積を約20%減らすとされているが、そのために、放射性の微小粒子を周辺地域にまき散らす作業を行っていることになる。それは、「除染」という目的に逆行する行為である。

(図1) 粒子径によるバグフィルターの捕集効率



実験条件
ろ布：ポリエステル毛焼きフェルト，繊維径 $14\ \mu\text{m}$
目付 $600\ \text{g}/\text{m}^2$ ，ろ過面積 $30\ \text{cm} \times 30\ \text{cm}$
使用粒子：JIS 試験用粉体 1 の 11 種（関東ローム）
（平均粒子径 $1.5\ \mu\text{m}$ ）
ろ過速度： $3\ \text{cm}/\text{s}$
払い落とし時圧力損失： $2\ \text{kPa}$
払い落とし気流圧力： $100\ \text{kPa}$
払い落とし気流噴射時間： $200\ \text{ms}$

図1に一般的なバグフィルターの捕集効率を示す。粒子径が1 μ m以下の場合、重量比で30%が抜けていくことを示している。しかも、効率が上がっていくのはある程度使用してろ布が目詰まりした状態になってからである。

一般に、粉体の製品を製造する工場で使用されるバグフィルターは、製品の捕集効率を高く維持するために、メンテナンスをこまめに行う努力がなされるが、価値のない廃棄物を捕集する目的に使用される場合には、メンテナンスが几帳面に行われない場合が少なくない。表5はバグフィルターユーザーにおけるトラブル事例を示しているが、耐熱性プラスチックでできたフィルターろ布の破損は、高い頻度で起きているのが実態である³。

(表5)

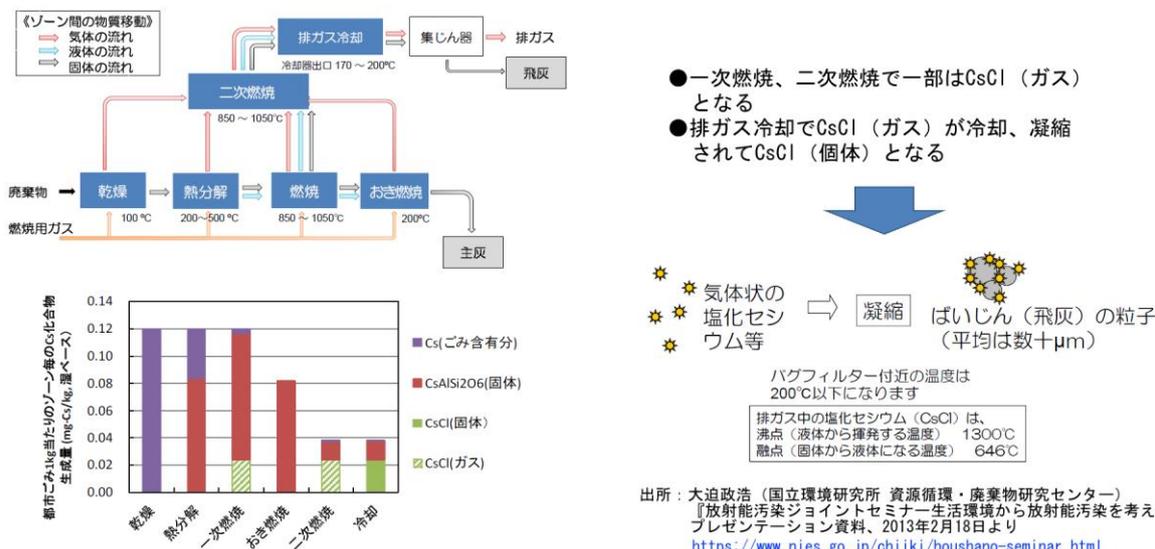
トラブル	よく起きる割合(%)	たまに起きる割合(%)
フィルターの破損等	21.4	21.2
払落し装置の故障	9.5	13.6
ガス排出装置関係	14.3	10.4
フィルターの目詰まり	28.6	19.6
排気粉塵漏れ	14.3	12.0
ファンに関するもの	2.4	4.8
腐食・磨耗関係	9.5	8.0
火災	0.0	2.4
雨洩れ・結露関係	0	6.0
付属装置	0	2.0

出所：社団法人 日本機械工業連合会・社団法人 日本粉体工業技術協会「平成19年度 環境保全用バグフィルタ集じん設備及び関係する課題の標準化報告書」2008年3月

(2) ばいじんへのセシウム粒子の付着の考え方

国立環境研究所の説明によると、燃焼炉から発生するセシウム化合物の形態は図2のようになる。

(図2) ばいじんのセシウム粒子の付着の考え方 (国立環境研究所)



燃焼炉(ストーカ炉)におけるマルチゾーン平衡計算から推測したセシウム化合物の形態

出所：倉持秀敏、由井和子(国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター) 「焼却過程における放射性セシウムの挙動把握と化学形態の推定」、『国立環境研究所ニュース』34巻2号、2015年6月 <https://www.nies.go.jp/kanko/news/34/34-2/34-2-03.html>

●この凝縮の過程で粒子化したCsClが他の飛灰中物質に付着する。[大迫政浩氏の説明]

³ 「平成19年度 環境保全用バグフィルタ集じん設備及び関係する課題の標準化報告書」 バグフィルター集じん設備を使用している(社)日本粉体工業技術協会の会員111社のアンケート結果。

このことから微小粒子（飛灰）における放射能の影響の度合いは、粒子の体積よりは粒子の表面積に比例すると考えるべきである。図3に、環境省資料による、体積、表面積および粒子数での微小粒子分布をグラフで表現したものを引用する。これは、燃焼排ガス中に形成されやすい粒度分布を前提にしたものである。この図からわかることは、体積分布では粒径が $1\mu\text{m}$ 以上のものを多く含む微小粒子であっても、表面積分布で見ると $0.2\mu\text{m}$ 付近にピークを持つ分布であるということである。したがってセシウムが表面に付着している微小粒子の集じんを考える場合は、粒径 $1\mu\text{m}$ 程度の粒子がすり抜けてしまうバグフィルターでは不十分であるといえる。

(図3) 体積分布、表面積分布および粒子数での分布とセシウムの付着

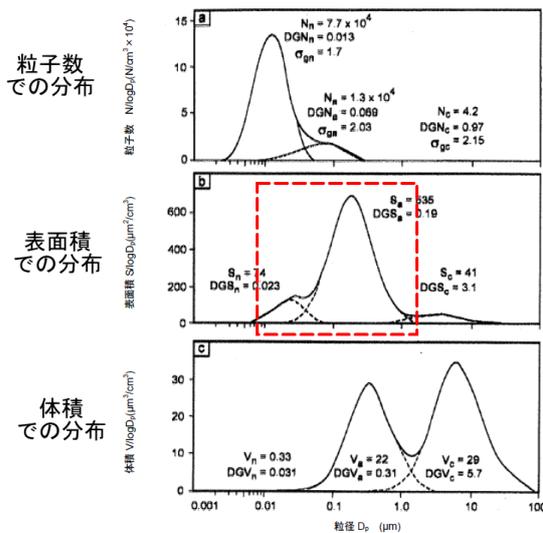


図 7.1.1 粒子状物質の粒子数・表面積濃度・質量（体積）濃度分布(Whitby (1978))

● 粒径別の表面積の分布では粒径 $0.01\sim 1.0\mu\text{m}$ の粒子が圧倒的に多い。



● CsClの微小粒子が表面に付着していると仮定すると、セシウムの大部分は $1\mu\text{m}$ 以下の粒子に付着していることになる。

● 環境省・国立環境研究所の実態調査で使われているろ紙は $0.3\mu\text{m}$ 以下の粒子は正確には捕捉できない。



1.0 μm 以下の微小粒子を放出するのは大問題。

出所：環境省 微小粒子状物質健康影響評価検討会
『微小粒子状物質健康影響評価検討会報告書』
2008年6月
<https://www.env.go.jp/air/report/h20-01/mat07.pdf>

5. 福島県で進行する施策

(1) 中間貯蔵施設と埋立処分場

現在、福島県の大熊町・双葉町において中間貯蔵施設の工事中である。ここには、 1400万m^3 の除去土壌等を運び込む予定だという⁴。面積 16km^2 といえども、この全量をとって蓄積できない。また、30年後には県外へ搬出するという⁵。しかし、現実には県外に受入れる自治体があるとは考えにくい。環境省のパンフレットには「減容化、再生利用による施設外への搬出」「最終処分量を減らすため、現在、放射能濃度が低い除去土壌について、安全性を確保しながら、再生利用する取組を進めています」と記載している⁶。そして、 8000Bq/kg 以下を「資源」とみなすという政策を遂行中である。

⁴ パンフレット「除去土壌などの中間貯蔵施設について」環境省、p.6

http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/briefing_session/pdf/dojyou_cyuukan.pdf

⁵ 前掲パンフレット、p.24

⁶ 前掲パンフレット、p.24

つまり、生活圏から集めた汚染土壌を再び生活圏に戻している。このことは、「除染」という行為のマスタープランそのものが間違っていたといえよう。

同時に、埋立処分事業も富岡町などで、稼働中である。これらの施設も汚染物の安定管理の信頼性に疑問なしとはしない⁷。

(2) 森林除染と木質バイオマス発電

さらに懸念されるのは森林除染を兼ねた木質バイオマス発電である。森林の除染はその対象が膨大であることもあって、困難であろうというのが一般住民の認識であった。しかるところ、環境省は「環境回復検討会」という有識者16名からなる委員会を設け、2012年7月に発足した。同年9月の第7回会合で、「今後の森林除染の在り方に関する当面の整理について」という報告書をまとめた⁸。なお、同委員会の最新の会合は、2018年3月の第19回である。

この文書によると、「福島県の関係者よりヒアリングを実施した際に、地域再生の観点から、間伐などの森林施業と放射性物質の影響低減を一体的に実施すべき、周辺住民の安心、安全に繋げるための森林の除染による森林再生を進めるべき、との意見があった」とし⁹、「住居等近隣の森林の除染を含めた森林除染に伴い発生する枝葉等の有機物を保管する場合、(中略)仮置き場の確保が課題となるため、可能な範囲で早期に焼却して減容化し、仮置き場の必要容量を下げるなどの対応が重要であり、そのためには、焼却炉の設置が必要である。その際、地域の実情に応じ、一定の量と質の有機物を確保できるか等の集材性や一定の採算性が見込める場合には、焼却により発生する熱を発電に利用するバイオマス発電を活用することが考えられる。その際焼却残渣やフィルター取り扱い、運搬・保管方法等について、周辺環境への影響等を検討することが重要である」と記載している。そして、「バイオマス発電や除染から出たバイオマスの利用の検討が期待される」というのがこの文書の結論である¹⁰。

現在、田村市大越町において、田村バイオマスエナジー株式会社がバイオマス発電事業の計画を推進中である。しかし、同社は住民に対する説明を怠っており、住民たちは非常に不安を覚えている。具体的な危険性は、除染土壌以上に放射能汚染が高い樹皮(バーク)を燃焼させようとしていること、工場が盆地にありその門前から住宅街が広がっていることである。同種のバイオマス発電事業は、他の県では環境アセスメントの書類を住民に公開してパブリック・アクセプタンスに意を用いているが、田村バイオマスエナジー社の開示資料はことごとく「のり弁」状態であった。

⁷ 原子力市民委員会特別レポート2『核廃棄物管理・処分政策のあり方』2015年12月25日、p.20参照。
<http://www.cne-japan.com/?p=6183>

⁸ 環境回復検討会、2012年9月。<http://josen.env.go.jp/material/session/pdf/007/mat03.pdf>

⁹ 同書、p.20

¹⁰ 同書、p.21

(3) 放射線レベルの二重基準

被ばく軽減のためにまずなすべきことは避難である。除染は汚染地を離れられない人々のための補助的手段である。一般人の被ばく許容線量は、もともと1mSv/yであった。しかし、政府は「緊急時」を理由に避難指示基準となる線量を20mSv/yと改めて、避難指示を性急に解除していった。また、住宅周辺や農地などの生活圏を除染した結果、最大2200万m³と言われる汚染土等が積みあがるという。それを中間貯蔵施設に30年間保管後、「県外」へ搬出すると約束した。しかし、政府は汚染土壌を減らして、30年後の「最終処分」を必要とする量をほとんど無視できる程度に減らす方策を非公開のワーキンググループの会議で行っていた。それが、「除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全評価検討ワーキンググループ」(WG)である¹¹。第1回会合は2016年1月に行われている。

汚染土壌を少しでも減らす方策として、まずは可燃成分を焼却する「減容化」を行い、その上で、汚染土壌を土木工事資材として再利用することを環境省は計画している。本来、生活圏に汚染土壌が持ち込まれる場合の基準(クリアランスレベル)として、100Bq/kgという基準があった。しかし、それではほとんどが再利用できない。そこで、このWGで、8000Bq/kgまでを再利用可能と決めた。8000Bqのものが100Bqまで減衰するには200年近くかかる¹²。

環境省のWGとは別に、土木学会を中心とするWGがあった。2015年8月に第1回の会合が開かれている¹³。ここにも環境省は汚染土壌の再生利用について諮問している。

これらの経緯を見ると、環境省は、早い時点から汚染土壌の再利用や、土木業界による除染・減容・中間貯蔵・資源化の流れを構想していると考えられる。結果としては、そのことが被災地域住民の早期帰還を促し、かつ産業界の除染ビジネスを創出する役目を果たしたと言えよう。

6. 結論—公益事業の性格

災害発生後の対策は「人間の復興」をめざすのが本筋である¹⁴。しかるに政府および産業界は公共事業のチャンスととらえて、企業のビジネス・チャンスに利用している。本稿で見た「除染」と「減容化施設」に、とりわけその実態が明らかである。ナオミ・クラインが概念化した「ショック・ドクトリン」¹⁵の典型と言っても過言ではない。この問題を、民主主義の根幹を問うものとして問い直す必要がある。

¹¹ 日野公介、前掲書、p. 103

¹² 日野、前掲書、p. 109

¹³ 日野、前掲書、p. 121

¹⁴ 山下、市村、佐藤『人間なき復興』ちくま文庫、2016年。山下祐介『「復興」が奪う地域の未来』岩波書店、2017年。鳥越皓之『原発災害と地元コミュニティ』東信堂、2018年。ほか

¹⁵ ナオミ・クライン、幾島幸子・村上由見子訳『ショック・ドクトリン』岩波書店、2011年

執筆：筒井哲郎（原子力市民委員会）

和田央子（放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会）

青木一政（NPO 市民放射能監視センター（ちくりん舎））

2019 年 5 月 29 日 発表

本報告書に関する問合せ先：

原子力市民委員会事務局

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-15 新井ビル 3 階

（認定 NPO 法人 高木仁三郎市民科学基金内）

TEL/FAX 03-3358-7064

E メール email@ccnejapan.com

ウェブサイト <http://www.ccnejapan.com/>
